

# 受託契約約款

制定	昭和50年	7月14日
改正	1. 平成 1年	4月 1日
	2. 平成 9年	4月 1日
	3. 平成12年	4月 1日
	4. 平成17年	5月 1日
	5. 平成26年	4月 1日
	6. 平成27年	4月 1日
	7. 平成29年	1月 1日
	8. 令和元年	10月 1日
	9. 令和2年	6月 21日

仙 台 市 中 央 卸 売 市 場 食 肉 市 場  
仙 台 中 央 食 肉 卸 売 市 場 株 式 会 社  
仙 台 市 宮 城 野 区 扇 町 六 丁 目 3 番 6 号  
電 話 (022) 258-6011

# 受託契約約款

## 第1条（趣 旨）

仙台市中央卸売市場食肉市場の卸売業者である仙台中央食肉卸売市場株式会社（以下「会社」という。）が仙台市中央卸売市場食肉市場（以下「市場」という。）において行う卸売のための販売の委託の引受けは、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）、仙台市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則（以下「規則」という。）その他関係諸法令によるほか、委託者と会社との間に特約のない限り、本約款によるものとします。

## 第2条（会社の義務）

会社は、委託者のために、受託した物品の卸売を誠実に行います。

2. 会社が本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負います。

## 第3条（委託者の義務）

委託者は、委託する物品については、次に掲げる事項に適合し、その商標信用を保証する責任を有するものとします。

- (1) 食品表示法に基づく食品表示基準（名称及び原産地表示等）
- (2) 食品衛生法上の基準及び規格
- (3) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法における「特定牛肉」を委託する場合は、同法で定める「個体識別番号」の表示方法

## 第4条（委託物品）

会社が、委託を受ける物（以下「委託物品」という。）は、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 枝肉として販売することを条件とする家畜
  - (2) 部分肉として販売することを条件とする枝肉及び家畜
  - (3) 枝肉、部分肉、輸入肉、鳥卵及び肉類の加工品
2. 会社は、前項第1号に掲げる家畜の販売の委託を受けたときは、と殺解体し、枝肉、原皮、内臓及びその他副産物として販売するものとします
  3. 会社は、第1項第2号に掲げる枝肉及び家畜を部分肉として販売することの委託を受けたときは、枝肉はカット処理を行い、家畜についてはと殺解体し、枝肉、原皮、内臓及びその他副産物とした後、枝肉のカット処理を行い、部分肉として販売するものとします。

## 第5条（委託物品の引渡し）

委託者は、会社に対して委託物品の引渡しをするときは、家畜を解体し、枝肉、部分肉及び副産物として卸売することを委託するための当該家畜にあつては、と畜場付設けい留所渡しとし、その他の物品にあつては、市場内の卸売場渡しとします。ただし、規則第5条第2号の規定により卸売をする場合には、当該場所で引き渡しを行うこととします。

#### 第6条（委託物品の受領）

会社は、委託物品の引渡しを受けたときは、委託者に対して直ちにその物品の種類、数量、等級、品質、受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を通知します。ただし、受領の日の翌日までに売買仕切書を発送する場合は、売買仕切書の発送をもって受領の通知に代えることができることとします。

2. 会社は、委託物品の受領に当たっての検査において、委託物品について、種類又は品質の相違、損敗、数量の不足等の異常を認めるときは、引渡しを受けた後遅延なく開設者の指定する検査員の確認を受け、直ちにその結果を委託者に通知することとし、また、当該物品を販売したときは、その結果を売買仕切書に付記することとします。
3. 会社は、委託物品の異常については、前項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができないものとしします。

#### 第7条（委託物品の保管）

会社は、受領した委託物品の販売が終了するまでは、その保管の責任を負うものとしします。

2. 会社は、会社の責に帰すべき事由によって委託物品の保管中に生じた腐敗損傷等委託者の受けた損害について、別に定める受託物品事故処理規則に基づき、その賠償の責任を負います。
3. 会社は、委託物品の卸売に当たりその一部を見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下又は減量等については、その責任を負いません。

#### 第8条（委託物品の手入れ等）

会社は、委託物品の性質にしたがい、その販売のため通常必要とする手入れ加工その他の調整をすることができるものとしします。

#### 第9条（委託物品の検査）

会社は、委託物品の保管中その物品について国又は地方公共団体の検査を受けたときは、速やかに、その概要等を委託者に通知します。

#### 第10条（衛生上有害な物品の受託拒否）

会社は、省令第6条各号の規定による場合の販売の委託は、引受けません。

2. 前項に掲げる物品について、販売の委託があったとき、又は国若しくは地方公共団体から売買を差し止められ、若しくは撤去を命ぜられたときは、会社は開設者の指示にしたがって、これを処分することがあります。
3. 前項の処分によって生じた費用及び損害は、すべて委託者の負担とします。
4. 第2項の処分をしたときは、会社は処分に関する開設者の証明書を添付し、速やかに、その旨を委託者に通知します。

#### 第11条（帳簿の閲覧）

会社は、委託者から請求があるときは、特別の事情がある場合を除いて、営業時間中、いつでも販売の委託を受けた物品の販売に関する諸帳簿及び書類の閲覧の求めに応じ、かつ、質問に応答します。

#### 第12条（受信場所）

委託者からの会社に対する諸通信は、市場内の会社の事務所あてに行うものとします。

#### 第13条（送り状等の添付）

委託者が会社あてに委託物品を出荷する場合は、その物品の種類、数量、等級、品質、その他受領に関し必要な事項を記載した送り状又は発送案内をその物品に添付するものとします。なお、委託物品の運送を他人に委託する場合も同様とします。

2. 前項の送り状又は発送案内をその物品に添付しないときは、委託者は品質の相違、数量の不足又は委託先の不明等による受領の遅延について、会社に対抗することはできないこととします。

#### 第14条（委託物品の上場）

会社は、条例第44条の第2項の規定に基づき、牛及び豚の枝肉については、すべて冷枝肉とし、格付機関の格付けを受けた後卸売りするものとします。

2. その上場を前項の翌日の卸売取引へと変更するか、翌日及びそれ以降の連続する営業日へ分割して上場することができることとします。
3. 委託物品の上場順位は、委託者から特段の指示がない場合は会社の判断により決めることができるものとします。

#### 第15条（販売方法）

委託物品の販売方法は、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法によることとします。

#### 第16条（市場の売買参加者以外の者に対する卸売）

会社は、次の各号に掲げる場合であって、規則第5条第1号に定める要件を満たしているときは、委託物品を当該市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をすることができるものとします。

- (1) 残品を生ずるおそれがある場合又は残品が生じた場合
- (2) 市場以外の卸売市場において集荷することが困難である物品を当該卸売市場の卸売業者に対して卸売する場合
- (3) 集荷の共同化その他の市場の活性化に資する場合

#### 第17条（販売不成立の場合の処理）

会社は、委託物品について、その販売が不成立となった場合は、遅延なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。

2. 前項の場合、委託者は会社に当該物品の返送又は廃棄を求めることができるものとします。
3. 前項の規定により、委託者の求めに応じて、会社が当該物品を返送又は廃棄した場合に要した費用は委託者の負担とします。

#### 第18条（指値等の条件）

委託者は、委託物品の販売について、指値（消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。）その他の条件を付すことができることとしますが、その場合には第13条第1項の送り状若しくは発送案内等に付記するか又はその物品の販売準備着手前までにその旨を会社に通知しなければならないこととします。なお、これらの通知がその物品の販売準備着手前までに到着しないときは、その条件がなかったものとみなすものとします。

2. 前項の指値その他の条件を変更しようとする場合は、前項の規定を準用することとします。

#### 第19条（指値等の条件がある場合で販売不成立の場合の処理）

会社は、委託物品の販売につき指値その他の条件がある場合において、その条件どおり委託物品を販売することができないときは、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。ただし、委託者の指図を待つと委託者に対し著しく損害を与えるおそれがあると認められる場合においては、開設者の承認を受けて、その条件がなかったものとみなしてこれを販売することができることとします。

2. 前項の場合において損害が生じたときは、会社はその賠償の責務を負いません。
3. 第1項ただし書きの規定によって販売したときは、会社はこれに関する開設者の証明書を売買仕切書に添付して委託者に送付するものとします。

#### 第20条（再委託の禁止）

会社は、委託者の要求又は同意がなければ、他の卸売業者に委託物品販売の委託をすることはできないこととします。

#### 第21条（委託の解除等）

会社は、委託者による販売委託の解除の申込みは、家畜の場合は、その家畜と殺前、その他の物品の場合は、その販売準備着手前に限り、これに应ずるものとしません。

2. 前項の申し込みに応じた場合においては、会社は、委託の解除に应じたために要した費用は委託者の負担とします。

#### 第22条（会社に事故あるときの処置）

会社が卸売の業務の許可を取り消されたとき又はその許可に係る卸売の業務を停止されたとき若しくは売買を差し止められたときは、未販売の委託物品は、開設者の指示に基づいて処置するものとしません。

#### 第23条（販売後の事故処理）

委託物品を販売し、これを買受人に引渡した後において、買参人から隠れた瑕疵があること又は数量、品質に著しい差異があること等を理由として開設者が定める期間内に会社に対して販売代金の減額の申出があった場合であって、その申出について開設者が正当な理由があると認めるときは、会社はそれに相当する減額をします。この場合、会社は、開設者の証明書を添付して委託者にその旨を通知するものとしません。

#### 第24条（委託手数料）

会社が委託者から収受する委託手数料は、次のとおりとします。

- (1) 肉類（鳥肉を含む）及びその加工品卸売金額（消費税及び地方消費税を含む金額とします。以下同じ。）の 100分の3.5
- (2) 鳥卵 卸売金額の 100分の3.0
- (3) 農林水産物加工品 卸売金額の100分の5.0

#### 第25条（委託者の費用負担）

委託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を含めて委託者の負担とします。

- (1) 通信費（当該物品を販売するに当って委託者等への連絡に要する費用）
- (2) 運送料（会社の当該物品の卸売場までの運搬費及び荷卸しに要する費用）
- (3) 売買仕切金送料
- (4) 保管料（委託物品を冷蔵その他の方法により保管したため特に経費を要したときはその費用）
- (5) 調整費（手入れ加工その他の調整につき特に経費を要したときはその費用）
- (6) と畜場使用料、と殺解体料及びと畜検査手数料（消費税額及び地方消費税額を含まないこととします。）
- (7) 格付料

- (8) けい宿料（家畜をけい宿するため特に要した費用）
- (9) 識別料（出荷者を識別するため特に要した費用）
- (10) その他会社が立て替えた費用

2. 委託手数料及び前項各号の費用は、委託物品の卸売金額から控除するものとします。

#### 第26条（売買仕切書の送付）

会社は、委託物品の卸売をしたときは、その卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、価格（消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。）、数量及び価格と数量の積の合計額、当該合計額の10%に相当する金額（食品表示法に規定されている飲料品は8%に相当する金額）、前条第2項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を記載した売買仕切書を委託者に送付するものとします。

#### 第27条（仕切金の支払）

売買仕切金の送付は、委託物品の販売をした翌日までに行うこととします。

2. 売買仕切金の送付に代えて、前項に定める期日までに委託者の要請等により売買仕切金を現金で支払う場合の支払い場所は、市場内の会社の事務所とします。

#### 第28条（仕切金の精算）

委託者は、委託物品の卸売金額が委託手数料と第24条第2項の規定により控除すべき金額の合計額に満たないときは、会社に対し、速やかに、精算するものとします。ただし、委託者が引続き販売の委託をする場合には、次回の委託物品の仕切計算に合算してこれを精算することができるものとします。

#### 第29条（再販売）

会社は、買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったため委託物品を再販売したときは、その卸売金額によって仕切りを行うものとします。ただし、再販売によって差損金を生じたときは、最初に販売したときの卸売金額によるものとします。

#### 第30条（量目及び計量の表示）

枝肉の計量は、卸売場備付けの計量器によって販売直前に行った量目とし、重量はキログラムで表示、0.5 キログラムを単位とします。

#### 第31条（臨時開市等の通知）

臨時の開市及び休業その他委託者に重要な関係を有する事項については、直ちに、委託者に通知するものとします。

#### 第32条（管轄裁判所の指定）

販売の委託に関する一切の事件に係る訴訟については、市場の所在地の裁判所に提起するものとします。

附 則

平成元年 3月23日	一部改正
平成元年 4月 1日	施 行
平成 9年 3月18日	一部改正
平成 9年 4月 1日	施 行
平成12年 3月31日	一部改正
平成12年 4月 1日	施 行
平成17年 5月 1日	施 行
平成26年 4月 1日	施 行
平成27年 4月 1日	施 行
平成29年 1月 1日	施 行
令和元年10月 1日	施 行
令和 2年 6月 21日	施 行